

静岡産業大学名誉教授称号授与規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）において教育上、学術上または大学運営上特に功績があった者及び社会貢献に寄与した者に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条（名誉教授）の規定に基づき、静岡産業大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号を授与することを目的とする。

(選考基準)

第2条 名誉教授の称号は、退職時において次の各号の一に該当する者に授与する。

- (1) 本学の学長または学部長として、大学運営に関し特に功績があった者
- (2) 本学の教授として、20年以上勤務し、教育上、学術上または大学運営上特に功績があった者及び社会貢献に寄与した者
- (3) 前号に定める年数に達しないが、教育上、学術上または大学運営上特に顕著な功績があった者及び社会貢献に寄与した者

(勤務年数の通算)

第3条 次の各号に掲げる年数は、前条第2号に規定する勤務年数に通算する。

- (1) 本学の准教授としての勤務年数はその2分の1、講師及び助教としての勤務年数はその3分の1
 - (2) 本学以外の大学の教授としての勤務年数はその2分の1、准教授としての勤務年数はその3分の1
- 2 静岡学園短期大学における専任教員としての勤務は、本学における勤務とみなす。

(選考委員会)

第4条 学長は、第2条の規定に該当する候補者がある場合は、名誉教授選考委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学 長
- (2) 各学部長
- (3) 大学事務局長

3 委員会に委員長を置き、学長をもってこれに充てる。

(手 続)

第5条 名誉教授の称号は、委員会の審査結果に基づき大学協議会及び理事会の議決を経

て理事長が授与する。

(特別選考)

第6条 学長は、第2条の規定にかかわらず、本学名誉教授の称号を与えるにふさわしいと認める者について、大学協議会及び理事会へ付議することができる。

(称号の授与)

第7条 名誉教授の称号授与は、称号記(別紙様式)を交付して行う。

2 称号授与の日付は、原則として退職日の翌日とする。

(礼 遇)

第8条 名誉教授に対しては、本学の諸式典並びに重要行事への招待、諸施設の利用に関する便宜の供与、刊行物の贈呈、その他適当な方法をもって礼遇する。

(事 務)

第9条 この規程にかかる事務の所掌は、法人事務局総務課とする。

(改 正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

(補 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、名誉教授の選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年10月1日から適用する。

2 第3条(勤務年数の通算)に規定する准教授には、平成19年3月31日までの助教授を含むものとする。

附 則

この規程の改正は、平成19年11月28日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年12月18日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。